

## 大網白里市子ども・子育て支援推進会議条例の一部改正について

## 【改正の趣旨】

令和8年4月1日から乳児等通園支援事業が給付化されることに伴い、子ども・子育て支援法第72条第1項に定める事務が新たに追加となるため、条例の改正を行う。

## 【改正の概要】

条例第3条第1項に定める当会議の所掌事務に、「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項」を加える。

## 【施行日】

令和8年4月1日

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 推進会議は、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議するとともに、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項</p> <p><u>(3) 特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項</u></p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項</u></p> <p><u>(5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 推進会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 推進会議は、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議するとともに、市長に意見を述べるができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項</p> <p><u>(3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項</u></p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 推進会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。</p>